生協ヘルパーステーションこだま

訪問介護(介護予防訪問介護及び第一号訪問事業)

運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療生協さいたま生活協同組合が開設する生協へルパーステーションこだま(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護及び、第一号訪問事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員が、要介護状態・要支援状態・事業対象者にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び、第一号訪問事業を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

- 第2条 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるものとする。
 - 2 指定訪問介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
 - 3 第一号訪問事業の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援 事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医 療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービ スの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 生協ヘルパーステーションこだま
 - (2) 所在地 埼玉県児玉郡上里町七本木3556-4 アバンティメゾン102

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1 名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に 事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 2名以上

事業所に対する指定訪問介護等の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画(第一号訪問事業計画)の作成等を行う。

(3) 訪問介護員 10名以上

訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

(4) 事務職員 1名

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日(祝祭日含む) ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(事業の内容)

- 第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。
 - (1) 身体介護
 - (2) 生活援助
 - 2 第一号訪問事業の内容は次のとおりとする。
 - (1) 身体介護
 - (2) 生活援助

(指定訪問介護等の利用料)

第7条 指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、第一号訪問事業を提供した場合の利用料の額は、指定権者が定める基準によるものとする。当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、基準額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、本庄市、上里町、神川町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 指定訪問介護等の提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速 やかに主治の医師に連絡を行う等の措置を講ずる。

(苦情処理の対応)

第10条

- 1 指定訪問介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 2 提供した指定訪問介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め 又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力すると ともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を 行う。
- 3 提供した指定訪問介護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力 するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助 言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定訪問介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談 及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

- 第11条 利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、 利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあっては地域包括支援センター)等に連絡 を行うとともに、必要な措置を講じる。
 - 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
 - 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には 損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 利用者に対する虐待を早期に発見し、迅速かつ適切な対応を図るため、従業者への虐待 防止の研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体 制を整備するものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働 省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダ ンスを遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
 - 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第14条 すべての訪問介護員等(登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。)に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
 - 2 すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施する。
 - 3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる ため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との 雇用契約の内容に含むものとする。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療生協さいたま生活協同組 合理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。